資料５

2024.1.18 こども発達支援課

１ 発達障がい者支援センターの業務の流れ

保健所
健診

幼稚園
保育所

小中学校
特別支援学校

児童相談所
医療機関等

利用者からの相談（電話やメール）

福岡市立
発達障がい者支援センター

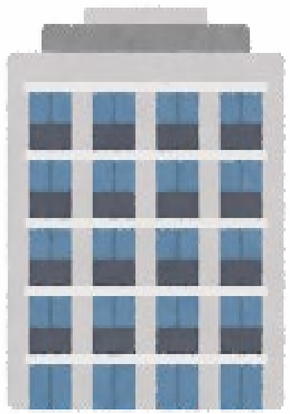

（職員体制：12名増）

	人数
センター長	１名
相談員	１２名
発達障がい者地域支援マネージャー	５名
自立訓練（生活訓練）管理者兼サービス管理責任者	１名
自立訓練（生活訓練）生活支援員	３名
職員数計	２２名

１.相談内容の確認

①初回相談

・本人や家族、関係者

（情報提供）

・発達障がいについての説明

・診断できる医療機関についての説明

・発達障がいに関する支援サービスの説明

・対応の助言

②支援方針の検討

●ニーズの把握

●課題の整理

●方向性の提示

２.支援者育成

支援の導入

○相談支援

・面談相談にて個々の特性やライフステージに応じた対応を助言

○発達支援

・アセスメントツールを用いて本人の特性を整理し、当事者や家族へフィードバック

・家庭や事業所等での関わりを想定したモデル的な療育を実施

○就労支援

・発達障がい特性に応じた、就労に向けての個別化した相談対応や助言を実施

・障がい者就労支援センターとの情報共有や連携により、柔軟で効果的な支援を実施

◇自立訓練（生活訓練）

・福祉サービスの利用に進みづらく、本人の興味やペースに合わせた支援が必要な方に成功体験の積み重ねから社会参加の促進へつなげるための訓練を実施

関係機関への支援

○関係機関との連携・機関コンサルテーション

・学校や保育所、事業所における困難事例等に対し、必要な支援・助言を実施

就学前 | 学齢前期（小学校） | 学齢後期(中学・高校) | 青年・成人期

支援における主な連携機関

- 区保健福祉センター（地域保健福祉課・健康課・子育て支援課）　精神保健福祉センター
- 医療機関（小児科・小児神経科・児童精神科・精神科）
- 区基幹相談支援センター　／　相談支援事業所
- 幼稚園・保育所等
- 療育センター 児童発達支援センター等
- 小学校 特別支援学校（SC・SSW含む）
- 中学校・高校 特別支援学校（SC・SSW含む）
- 放課後等デイサービス事業所
- 企業/障がい者就労支援機関
- 障がい福祉サービス事業所（介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業）
- 地域の社会資源全般（民生委員・児童委員/子育て支援機関/子育て支援サークル/大学/一般企業/高齢者支援機関　等）
- こども総合相談センター（虐待・不登校・ひきこもり・非行等）
- ひきこもり支援機関
- 社会的擁護の施設（児童養護施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設等）
- 生活困窮者支援機関

困難事例の実態

- 未診断・グレーゾーン 子育て不安 家庭内での対応困難
- 未診断・グレーゾーン 非行　／　家庭内での対応困難 対人恐怖・極度の不安/受診や支援の拒否
- 就労や事業所の継続困難 著しいクレーム 触法行為・司法関連の問題
- 虐待　／　家庭内暴力　／　支援機関とのトラブル
- 登園渋り
- 不登校（事業所等への行き渋り）・ひきこもり・所属機関（居場所）なし
- 強度行動障がい

３.家族支援

○家族支援

・ペアレントメンターの派遣（子育てサロン等への派遣）・ペアレントメンターカフェ

・保護者向け研修会「はじめの一歩」　・ペアレントトレーニング「Pステップ」の実施等

４.普及啓発・研修

○普及啓発・研修

・広く一般に発達障がいについての正しい理解を広めるため、講演会、イベント等の開催や講師派遣等の実施。HPや広報誌、動画配信等により普及啓発を行う